

事 務 連 絡  
平成 30 年 3 月 26 日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

### 河川工事における下水道施設の損傷事故について（注意喚起）

昨年 12 月、広島県発注の河川改修工事において、鋼矢板の打設時に、河川を横断して埋設されていた下水道管（φ1000mm、鉄筋コンクリート管）を破損させる事故が発生しました。本件においては下水の流下機能に大きな影響はありませんでしたが、場合によっては汚水の溢水や周辺住民への深刻な被害が発生しうる事故であったため情報共有します。事故原因は、設計、発注、施工段階の全てにおいて、地下埋設物の確認を行わなかったことと報告されています。

なお、今回の事故を受けて、本省治水課から各地方整備局河川工事課及び地域河川課に対して、注意喚起の連絡（平成 30 年 1 月 12 日）がされております。

各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）宛て、周知方お願いいたします。

# 河川改修工事による下水道幹線管渠の損傷について

- ・ 発生日 : 平成29年12月1日(金)午後1時頃
- ・ 発生場所 : 広島県三原市沼田東町納所
- ・ 原因 : 広島県発注の河川改修工事において、河川護岸施工に伴う鋼矢板打設時に、鋼矢板3枚が沼田川流域下水道幹線管渠(φ1000)を損傷させた。

(河川改修工事の概要)

工事種別 : 河川改修工事

工事内容 : 工事延長 L=240.0m

河川護岸工 1式

河川掘削工 V=3,070m<sup>3</sup>

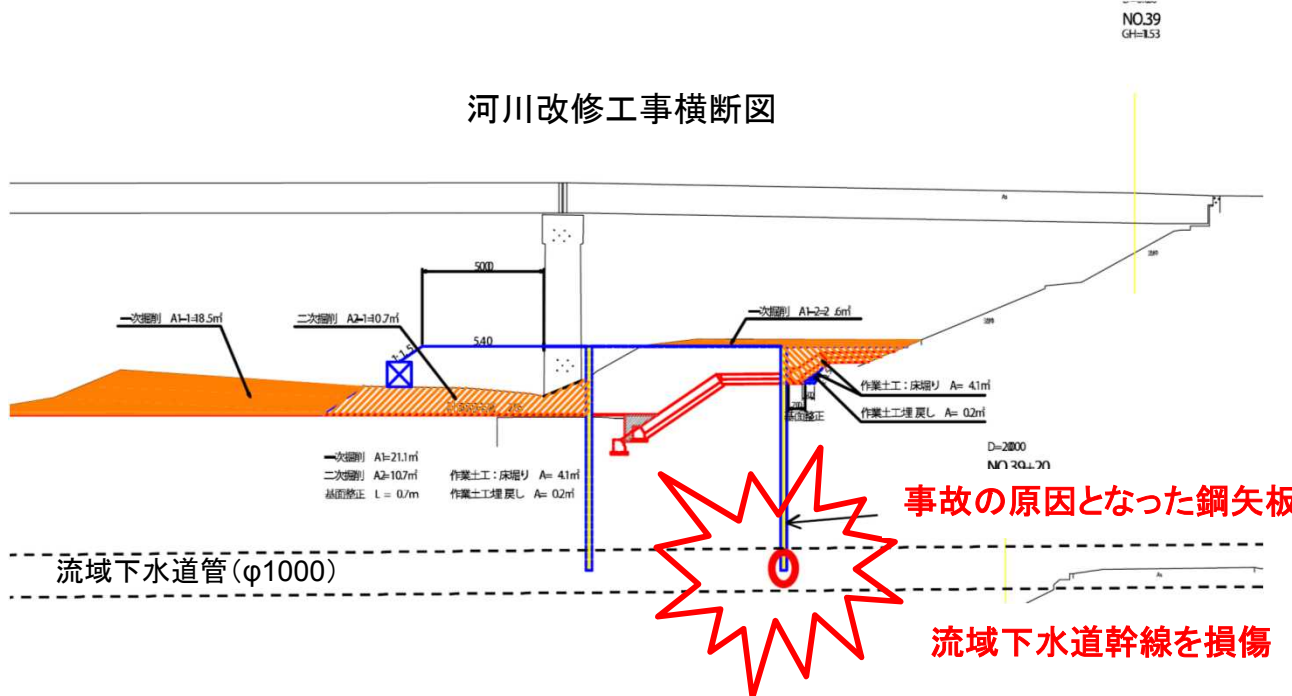
張ブロック工 A=1,076m<sup>2</sup>

- ・ 事故状況 :

事故当初は、破損箇所より地下水が下水道管内へ流入していたが、汚水の河川流出はなかった。また、破損箇所周辺部の地盤改良を行った結果、約2週間後に地下水の流入は止まった。



河川改修工事横断面図



管内部状況



# 沼田川改修工事に伴う沼田川流域下水道幹線管渠の破損について（報告）

## 1 事故について

### 発生日月、場所

平成 29 年 12 月 1 日（金）午後 1 時頃、広島県三原市沼田東町納所<sup>ぬたひがしちょうのうそ</sup>（沼田川右岸河川敷き）

### 原因

- ・広島県発注の河川改修工事において、河川護岸（張りブロック）施工のために地盤掘削時に仮設工（土留め止水鋼矢板）が必要であった。
- ・この鋼矢板（幅 40cm）打設時に鋼矢板 3 枚が地下埋設管の流域下水道管（φ1,000）上部を貫通した。

### 河川改修工事の概要

工事名：二級河川沼田川水系 沼田川 河川改修工事

受注額：206,820,000 円

工期：平成 29 年 10 月 7 日～平成 30 年 3 月 30 日

工事内容：工事延長 L=240.0m

河川護岸工	1 式
河川掘削工	V=3,070m <sup>3</sup>
張ブロック工	A=1,076m <sup>2</sup>

## 2 原因と再発防止策について

### (1) 事故発生の原因

#### ①河川改修工事の設計段階

河川改修工事の設計時において埋設物調査を実施しなかったため、結果として仮設設計の内容が施工条件に適合していない設計成果となってしまったこと。

#### ②河川工事の発注段階

埋設物を施工条件としていない設計成果を踏まえた工事発注としてしまった。このため、施工段階においても埋設物を確認する認識に影響を与えた恐れがある。

#### ③河川工事の施工段階

工事共通仕様書の規定により、受注者は埋設物等の調査を行う必要があるが、受注者は「河川内に占用物は存在しない。」と判断し埋設物調査を行わずに工事着手した。

また現地に埋設物標識等が設置されておらず、下水道管の存在を認識できなかった。

#### ④各種台帳について

発注機関に下水道台帳、河川台帳、河川占用台帳等が保管されていたものの、河川台帳に下水道管の情報が記載されていない。

#### ⑤各種台帳の事前確認について

工事発注の工務課と、施設管理部門の管理課が分かれており、工務課において河川改修工事の設計時、工事発注時にこれらの台帳を確認しなかったため、下水道管の存在を確認できなかった。

### (2) 再発防止策

広島県土木建築局において定期的実施している建設事務所の所長、次長を対象とした会議においてこの度の事故について報告し、地下埋設物などの事前確認を徹底するよう関係職員を指導することを周知しました。

また、同様の事故防止の観点から、まずは県管理河川に地下埋設物の現地標識を設置することや、工事発注時のチェックリスト（占用物件などの事前確認）などのルール作りを検討しています。